

呉市教育委員会議題
(平成30年3月23日定例会)

呉市教育委員会

平成30年3月23日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第7号 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 4 教議第8号 臨時代理の承認について（契約の締結について（片山中学校校舎・体育館建設工事））
- 5 教議第9号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第10号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 報告第3号 平成29年度教育費補正予算について
- 8 報告第4号 公共工事（教育部）の契約の変更について（和庄中学校体育館建設工事）
- 9 教議第11号 呉市文化財保護委員会委員の委嘱について （人事案件）【秘密会】
- 10 教議第12号 職員人事について （人事案件）【秘密会】

教議第 7 号

呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

呉市教育委員会事務決裁規程（昭和 4 9 年呉市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

(12) グループリーダー等 グループリーダー又はグループリーダー以外の課長補佐若しくは主査をいう。

第 3 条第 2 項中「中央図書館長が」の次に「，美術館」を加え，「及び御手洗地区文化施設」を「，御手洗地区文化施設及び地域社会教育施設」に改める。

第 4 条第 1 項の表中

「

課長	所管のグループリーダー（グループのない課等にあつては，課長補佐）	当該課等の他のグループリーダー（グループのない課等にあつては，主査）	課長が指名する課長補佐若しくは主査
主査	課長が指名する当該課等の他の主査		

」

を

「

課長	所管のグループリーダー（グループのない課等にあつては，課長補佐）	当該課等の他のグループリーダー（グループのない課等にあつては，主査）	課長があらかじめ指名する課長補佐又は主査
グループリーダー等	課長があらかじめ指名する当該課等の他の課長補佐又は主査		

」

に改める。

第 7 条第 1 項中「主査」を「グループリーダー等」に改める。

「

別表第 1 の 1 文書・庶務その他に関する事項の表中

主査

 を

」

「グループリーダー等」に、

3 副申，進達，申請，報告，通知，照会， 回答，依頼その他これらに類するもの (1) 重要なもの	○				
(2) 比較的重要なもの		○			
(3) 軽易なもの				○	施 ○

を

3 副申，進達，申請，報告，通知，照会， 回答，依頼その他これらに類するもの (1) 重要なもの	○				
(2) 比較的重要なもの		○			
(3) 軽易なもの				○	施 ○
(4) 特に軽易なもの					○

に，

5 公簿閲覧の決定及び公簿による証明書， 証票等の交付の決定				○	
6 公文書の公開等の決定				○	

を

5 公簿閲覧の決定及び公簿による証明書， 証票等の交付の決定 (1) 重要なもの				○	
(2) 軽易なもの					施 ○
6 公文書の公開等及び個人情報の開示等の 決定				○	

に，

9 統計及び資料の収集，作成，提出，提供 及び配布		○			
(1) 基幹統計及び重要な資料					
(2) その他の統計及び資料				○	施 ○

を

9 統計及び資料の収集，作成，提出，提供 及び配布		○			
(1) 基幹統計及び重要なもの					
(2) 比較的重要なもの				○	施 ○
(3) 軽易なもの					○

に，別表第1の2人事・服務に関する事項の表中 主査 を

グループリーダー等 に改め，別表第1備考中第4項を第5項とし，同表備考第

3項中「主査」を「グループリーダー等」に改め，同項を同表備考第4項とし，同表備考第2項の次に次の1項を加える。

3 グループリーダー等の決裁区分の専決権者は，グループがある組織にあっては，グループリーダーとし，グループがない組織にあっては，課長があらかじめ指名する課長補佐又は主査とする。

別表第2の1教育総務課に関する事項の表中 主査 を

グループリーダー等 に改め，別表第2の2文化振興課に関する事項の表を削り，

別表第2の3学校施設課に関する事項の表中 主査 を

グループリーダー等 に改め，同表を別表第2の2学校施設課に関する事項の表

とし、別表第2の4学校教育課に関する事項の表中 主査 を

グループリーダー等 に改め、同表を別表第2の3学校教育課に関する事項の表

とし、別表第2の5学校安全課に関する事項の表中 主査 を

グループリーダー等 に改め、同表を別表第2の4学校安全課に関する事項の表

とし、別表第2の6社会教育機関に関する事項の表中 主査 を

グループリーダー等 に改め、同表を別表第2の5社会教育機関に関する事項の

表とし、別表第2の7社会教育機関（スポーツ施設を含む。）に関する事項の表を削り、別表第2備考第2項中「6社会教育機関に関する事項の表」を「5社会教育機関に関する事項の表中」に改める。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

グループリーダー専決事項の創設に伴う所要の規定の整備等を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

業務改善の一貫として、業務内容を勘案した上で、グループリーダー専決事項を創設することにより、組織における意思決定の迅速化を図るため、所要の規定の整備等を行うものです。

2 施行期日

平成30年4月1日

3 新旧対照表

現 行				改正案			
(用語の定義)				(用語の定義)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
(1)～(11) (略)				(1)～(11) (略)			
				(12)グループリーダー等 グループリーダー又はグループリーダー以外の課長補佐若しくは主査をいう。			
(決裁の順序及び合議)				(決裁の順序及び合議)			
第3条 (略)				第3条 (略)			
2 前項の決定又は決裁において、図書館（中央図書館を除く。）の事務については中央図書館長が、 <u> </u> 、青年の家、野外活動センター、松寿苑、豊ふるさと学園及び御手洗地区文化施設				2 前項の決定又は決裁において、図書館（中央図書館を除く。）の事務については中央図書館長が、 <u>美術館</u> 、青年の家、野外活動センター、松寿苑、豊ふるさと学園、御手洗地区文化施設			
の事務については文化振興課長が、それぞれ当該事務の課長としての決定又は決裁を行う。				及び地域社会教育施設の事務については文化振興課長が、それぞれ当該事務の課長としての決定又は決裁を行う。			
(代理決裁権者及び代理決裁の順位)				(代理決裁権者及び代理決裁の順位)			
第4条 (略)				第4条 (略)			
決裁権者	代理決裁権者			決裁権者	代理決裁権者		
	第1順位	第2順位	第3順位		第1順位	第2順位	第3順位
(略)				(略)			
課長	所管のグループリーダー（グループのない課等）にあっては、課長補佐	当該課等の他のグループリーダー（グループのない課等）にあっては、主査	課長が指名する課長補佐若しくは主査	課長	所管のグループリーダー（グループのない課等）にあっては、課長補佐	当該課等の他のグループリーダー（グループのない課等）にあっては、主査	課長があらかじめ指名する課長補佐又は主査
主査	課長が指名する当該課等の他の主査			グループリーダー等	課長があらかじめ指名する当該課等の他の課長補佐又は主査		

2 (略)

(専決事項)

第7条 部長、副部長、課長又は主査
 _____は、別表第1及び別表第2に定める事項について専決することができる。ただし、別表第1及び別表第2に定める専決事項で重複するものについては、別表第2に定めるところによるものとする。

2～4 (略)

別表第1 (第7条関係)
 共通事務に係る専決事項

1 文書・庶務その他に関する事項

決裁区分				主査	
	教育長	部長	副部長	課長	備考
専決事項					
(略)					
3 副申、進達、申請、報告、通知、照会、回答、依頼その他これらに類するもの					
(1) 重要なもの	○				
(2) 比較的重要なもの		○			
(3) 軽易なもの				○	施○

(略)					
5 公簿閲覧の決定及び公簿による証明書、証票等の交付の決定				○	

2 (略)

(専決事項)

第7条 部長、副部長、課長又はグループリーダー
 _____は、別表第1及び別表第2に定める事項について専決することができる。ただし、別表第1及び別表第2に定める専決事項で重複するものについては、別表第2に定めるところによるものとする。

2～4 (略)

別表第1 (第7条関係)
 共通事務に係る専決事項

1 文書・庶務その他に関する事項

決裁区分				グループリーダー	
	教育長	部長	副部長	課長	備考
専決事項					
(略)					
3 副申、進達、申請、報告、通知、照会、回答、依頼その他これらに類するもの					
(1) 重要なもの	○				
(2) 比較的重要なもの		○			
(3) 軽易なもの				○	施○
(4) 特に軽易なもの				○	
(略)					
5 公簿閲覧の決定及び公簿による証明書、証票等の交付の決定				○	
(1) 重要なもの					
(2) 軽易なもの					施○

1 教育総務課に関する事項

決裁区分				主査	
	教育長	部長	副部長	課長	備考
専決事項					
(略)					

2 文化振興課に関する事項

決裁区分	教育長	部長	副部長	課長	主査	備考
専決事項						
1 社会教育資料の刊行				○		

3 学校施設課に関する事項

決裁区分				主査	
	教育長	部長	副部長	課長	備考
専決事項					
(略)					

4 学校教育課に関する事項

決裁区分				主査	
	教育長	部長	副部長	課長	備考
専決事項					
(略)					

1 教育総務課に関する事項

決裁区分				グルニプリニダン等	
	教育長	部長	副部長	課長	備考
専決事項					
(略)					

(削除)

(削除)					
------	--	--	--	--	--

2 学校施設課に関する事項

決裁区分				グルニプリニダン等	
	教育長	部長	副部長	課長	備考
専決事項					
(略)					

3 学校教育課に関する事項

決裁区分				グルニプリニダン等	
	教育長	部長	副部長	課長	備考
専決事項					
(略)					

5 学校安全課に関する事項

決裁区分	主査	備考
専決事項	教育長 部長 副部長 課長	
(略)		

6 社会教育機関に関する事項

決裁区分	主査	備考
専決事項	教育長 部長 副部長 課長	
(略)		

7 社会教育機関（スポーツ施設を含む。）に関する事項

決裁区分	教育長	部長	副部長	課長	係長	備考
専決事項						
1 施設の管理			△	○	施	
2 施設の使用許可						附属施設及び器具を含む。
(1) 長期のもの		○				
(2) 短期のもの又は基準の明確なもの			△	○	施	
3 臨時休館						
(1) 連続4日以上		○				
(2) 連続3日以上			△	○	施	
4 開館時間の臨時伸縮			△	○	施	
5 教材教具の貸与				○	施	

4 学校安全課に関する事項

決裁区分	主査	備考
専決事項	教育長 部長 副部長 課長 グリーンプリンダ二等	
(略)		

5 社会教育機関に関する事項

決裁区分	主査	備考
専決事項	教育長 部長 副部長 課長 グリーンプリンダ二等	
(略)		

(削除)

(削除)

6 附属する委員					施	
会等の運営		△	○		○	

備考

- 1 (略)
- 2 「施・○」は、図書館長、青年の家所長、野外活動センター所長、松寿苑所長、豊ふるさと学園所長及び御手洗地区文化施設所長に適用する。ただし、図書館長については、6 社会教育機関に関する事項の表 第2項から第6項までは、この限りでない。
- 3 (略)

(削除)

備考

- 1 (略)
- 2 「施・○」は、図書館長、青年の家所長、野外活動センター所長、松寿苑所長、豊ふるさと学園所長及び御手洗地区文化施設所長に適用する。ただし、図書館長については、5 社会教育機関に関する事項の表中第2項から第6項までは、この限りでない。
- 3 (略)

教議第 8 号

臨時代理の承認について

契約の締結について、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（平成 19 年呉市教育委員会規則第 9 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

別 紙

・ 契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

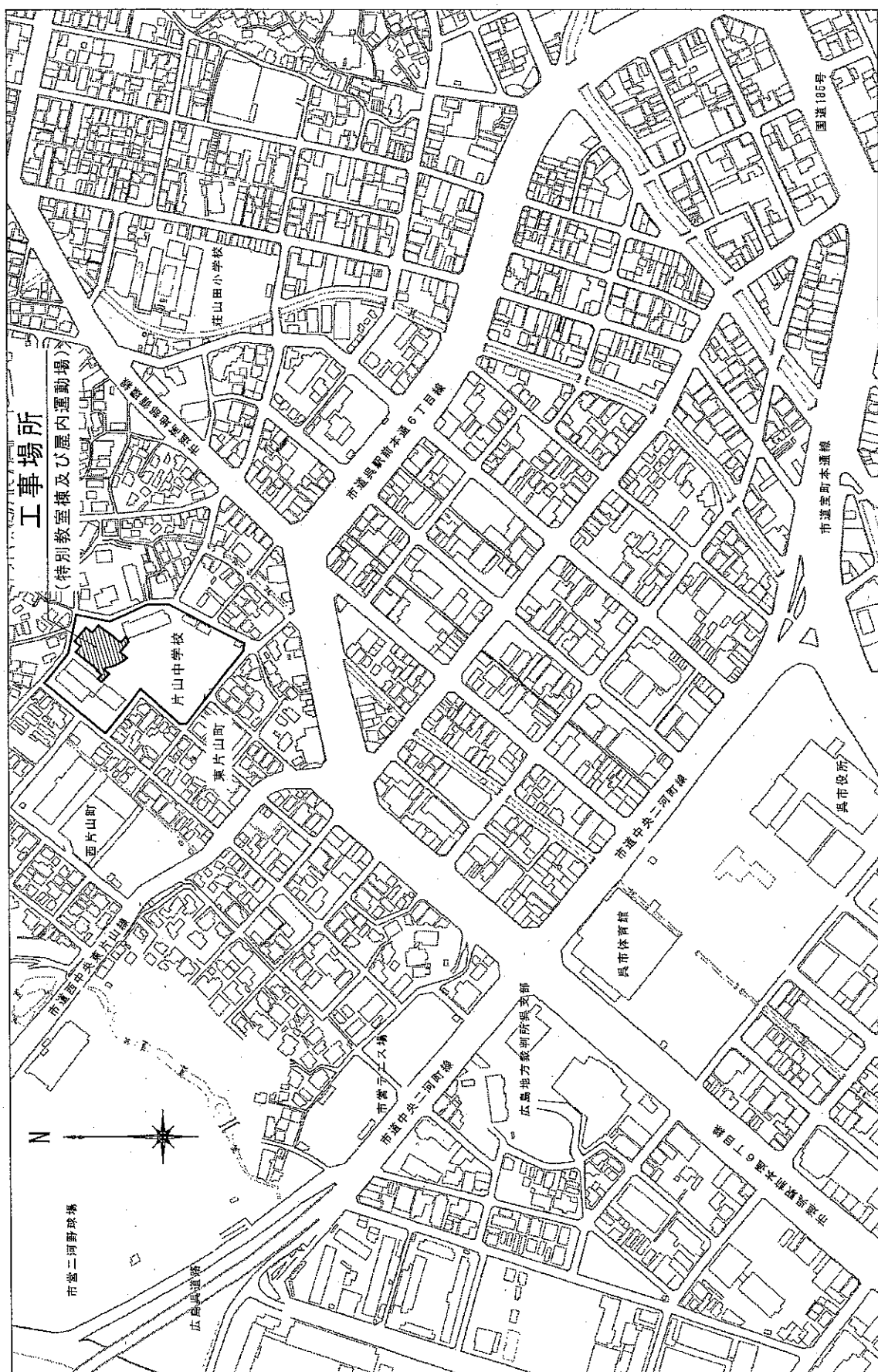
- 1 工 事 名 片山中学校校舎・体育館建設工事
- 2 工 事 場 所 呉市東片山町13番5号
- 3 工 事 概 要 特別教室棟及び屋内運動場新築工事 一式
構造・階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造，地上2階建て
延べ面積 1,742.62平方メートル
その他 渡り廊下1設置工事 一式，渡り廊下2設置工事
一式，外構工事 一式
- 4 契 約 金 額 472,500,000円
- 5 契約の相手方 呉市中通1丁目1番20号201号室
福井建設株式会社 呉営業所
所長 川手 理司
- 6 契 約 の 方 法 一般競争入札（事後審査方式）

（提案理由）

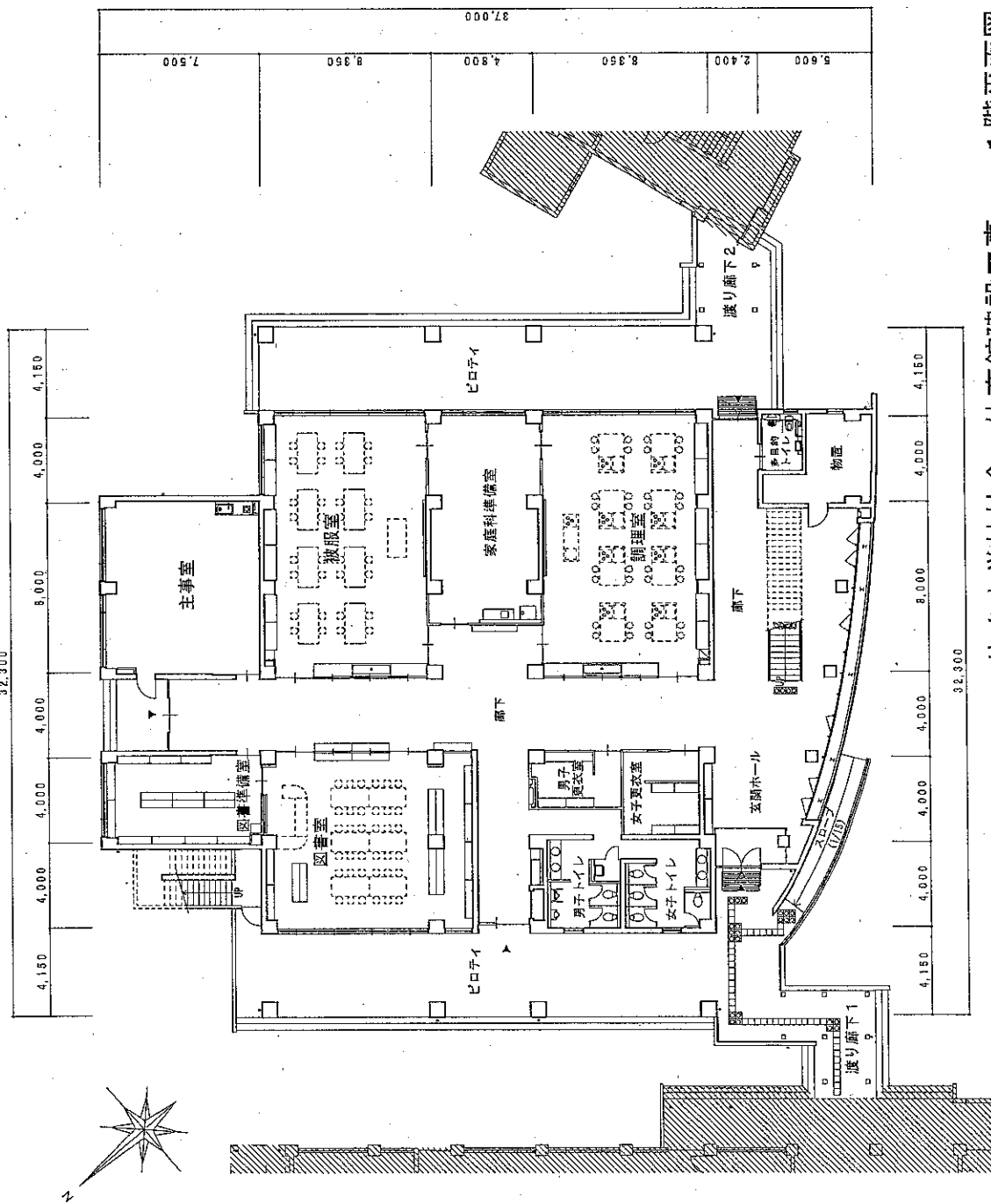
片山中学校校舎・体育館建設工事を施工するに当たり工事請負契約を締結するもので，呉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により，この案を提出する。

工 事 概 要 等

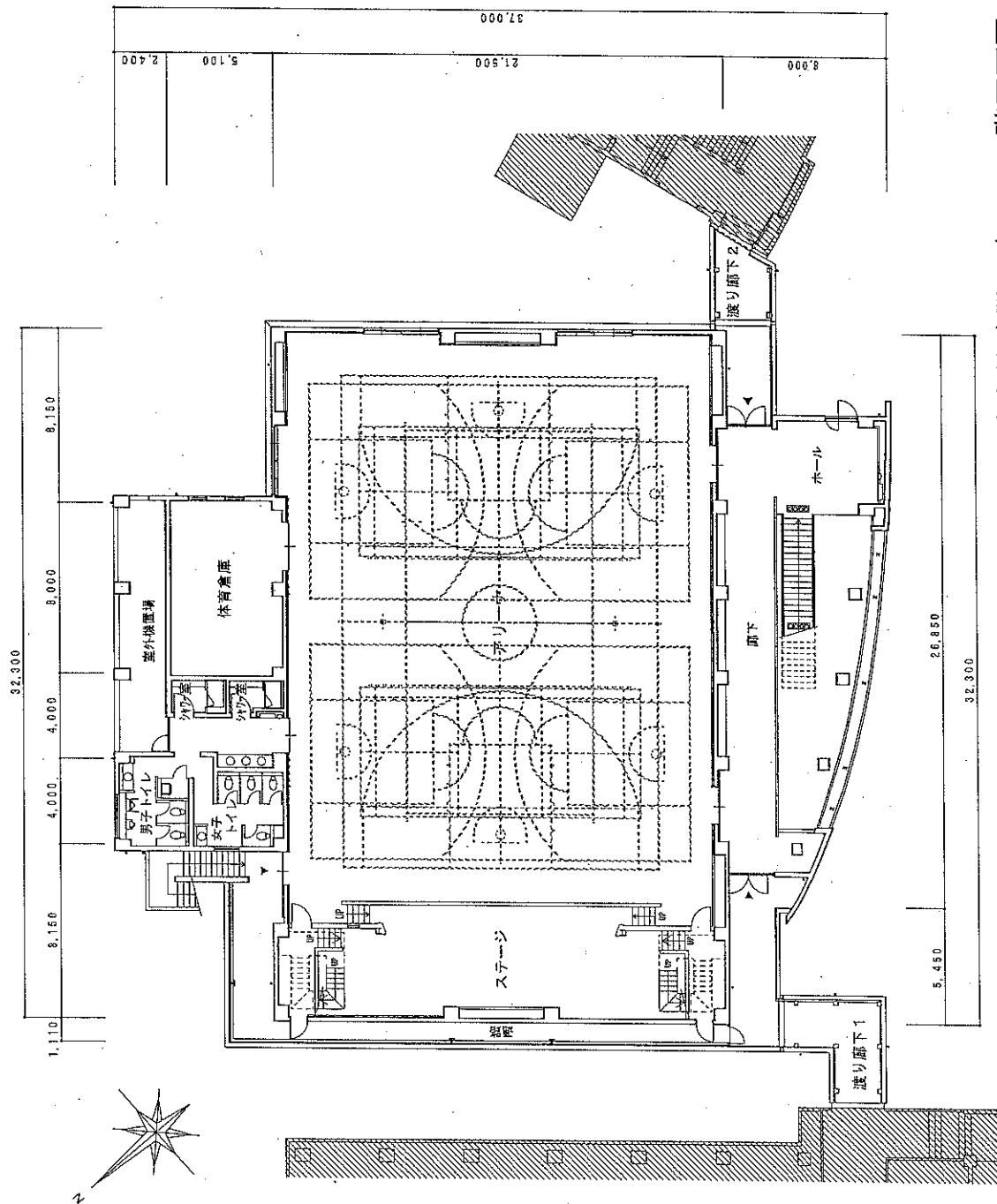
工 事 名		片山中学校校舎・体育館建設工事	
工 事 場 所		呉市東片山町13番5号	
工 事 概 要	構造・階数	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造，地上2階建て	
	延 べ 面 積	1 階	862.80㎡
		2 階	879.82㎡
		合 計	1,742.62㎡
	外部仕上げ	屋 根	フッ素樹脂ガルバリウム鋼板ぶき
		外 壁	吹き付けタイル一部ガルバリウム鋼板
		建 具	アルミ製
	主な施設等	1 階	図書室，調理室，被服室，主事室
		2 階	アリーナ
	そ の 他	渡り廊下1設置工事 一式，渡り廊下2設置工事 一式，外構工事 一式	
別 途 工 事		電気設備工事 給排水その他設備工事	
完 成 期 限		平成31年3月14日	
予 定 価 格		505,082,520円	
契 約 金 額		472,500,000円	
開 札 年 月 日		平成30年2月8日	
参 加 業 者 数		3者	



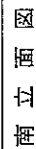
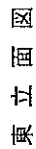
片山中学校校舎・体育館建設工事 付近見取図 1/2,500

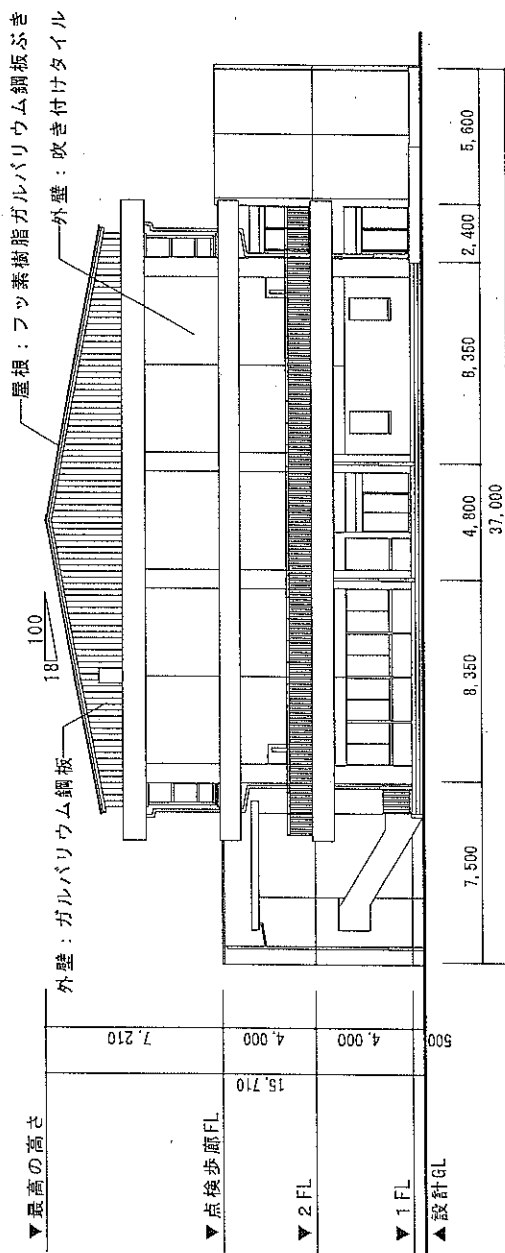


片山中学校校舎・体育館建設工事 1階平面図 1/300

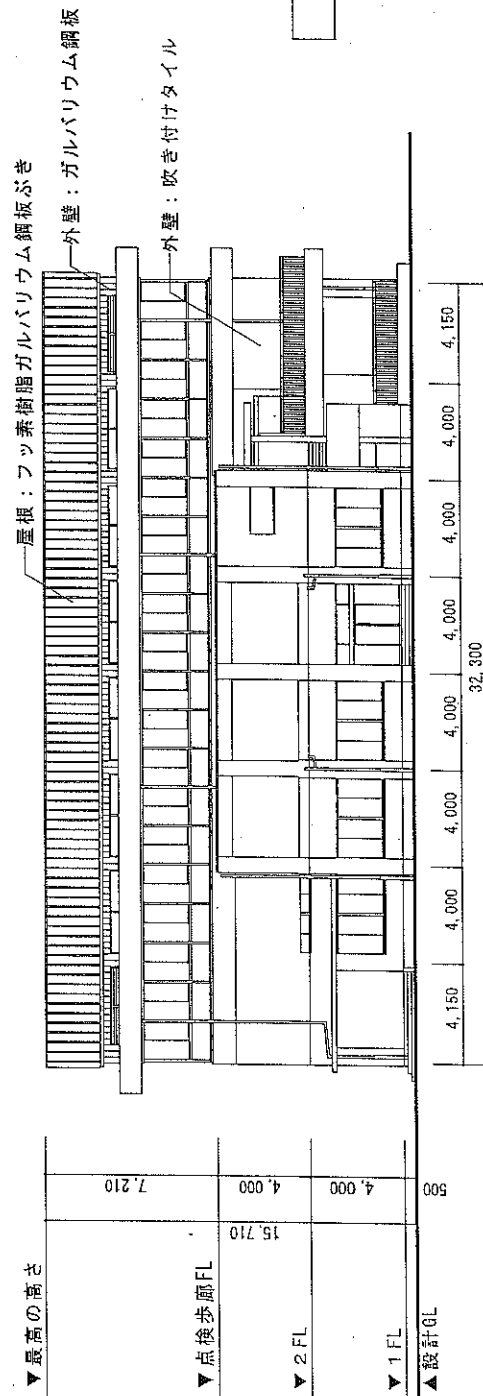


片山中学校校舎・体育館建設工事 2階平面図 1/300





西立面図



北立面図

教議第 9 号

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和 32 年呉市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「その年度において実施する教育課程に関し、おおむね次の各号に掲げる事項を記載し、毎年」を「前条第 1 項の規定により編成した当該年度の教育課程について、」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削り、同条第 2 項中「された教育課程に関する届け」を「した教育課程に関する届」に改める。

様式第 10 号中

「1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画

2 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数」を

「1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画

2 年間授業時数

に、

「

道	徳						
---	---	--	--	--	--	--	--

」

を

「

特別の教科	道徳						
-------	----	--	--	--	--	--	--

」

に改め、備考中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

様式第 11 号の 2 中「道徳」を「特別の教科 道徳」に改める。

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学校教育法施行規則の改正に伴い学習指導要領の一部が改正され、小学校における道徳の指導に当たっては、平成 30 年 4 月 1 日から特別の教科である道徳として改訂後の小学校指導要領に基づき実施するため、所要の規定の整備を行うものです。

議案資料 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正に伴い、学習指導要領の一部が改正され、道徳は特別の教科である道徳として、小学校において平成30年4月1日から新しい学習指導要領に基づき実施されるため、所要の規定の整備を行うものです。

なお、中学校の道徳については、平成31年度から特別の教科である道徳として実施されます。

2 主な改正の内容

教育課程の届出に関する規定を整理するとともに、小学校長が呉市教育委員会に提出する教育課程に関する届のうち様式第10号及び第11号の2について改正を行います。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 新旧対照表

現 行	改正案
(教育課程の届出)	(教育課程の届出)
第20条 校長は、 <u>その年度において実施する教育課程に関し、おおむね次の各号に掲げる事項を記載し、毎年4月20日までに教育課程に関する届（様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第11号の2、様式第11号の3及び様式第11号の4）を、委員会に提出しなければならない。</u>	第20条 校長は、 <u>前条第1項の規定により編成した当該年度の教育課程について、</u> <u>4月20日までに</u> 教育課程に関する届（様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第11号の2、様式第11号の3及び様式第11号の4）を、委員会に提出しなければならない。
(1) <u>教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画</u>	(削除)
(2) <u>各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数</u>	(削除)
2 校長は、前項の規定により委員会に提出された <u>教育課程に関する届けの内容</u> に変更が生じた場合は、速やかに当該届出の内容を変更したものを委員会に提出しなければならない。	2 校長は、前項の規定により委員会に提出した <u>教育課程に関する届</u> の内容に変更が生じた場合は、速やかに当該届出の内容を変更したものを委員会に提出しなければならない。

様式第10号 (第20条関係)

呉市教育委員会様		平成 年 月 日				
呉市立 小学校長 氏 名						
教育課程に関する届						
呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、平成 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。						
1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画						
2 全教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数						
区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国 語						
社 会						
算 数						
理 科						
生 活						
音 楽						
図 画 工 作						
家 庭 科						
体 育						
道 徳						
外 国 語 活 動						
総合的な学習の時間						
学 級 活 動						
特 別 活 動						
児童会活動						
クラブ活動						
学 校 行 事						
機 式 的 行 事						
文 化 的 行 事						
健康安全・体育的行事						
遠足・集団宿泊的行事						
勤労生産・奉仕的行事						
計						
備 考						

備考 1 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び計の欄には年間授業時数を記入すること。

2 国語の欄の()については、毛筆を使用する書写の指導の時数を内数で記入すること。

3 体育の欄の()については、保健領域の時数を内数で記入すること。

4 特別活動のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事に充てる授業時数は、()内に記入すること。

5 教育課程の変更に関する届出は、この様式に準じて作成すること。

様式第10号 (第20条関係)

呉市教育委員会様		平成 年 月 日				
呉市立 小学校長 氏 名						
教育課程に関する届						
呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、平成 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。						
1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画						
2 年間授業時数						
区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国 語						
社 会						
算 数						
理 科						
生 活						
音 楽						
図 画 工 作						
家 庭 科						
体 育						
道 徳						
外 国 語 活 動						
総合的な学習の時間						
学 級 活 動						
特 別 活 動						
児童会活動						
クラブ活動						
学 校 行 事						
機 式 的 行 事						
文 化 的 行 事						
健康安全・体育的行事						
遠足・集団宿泊的行事						
勤労生産・奉仕的行事						
計						
備 考						

備考 1 国語の欄の()については、毛筆を使用する書写の指導の時数を内数で記入すること。

2 体育の欄の()については、保健領域の時数を内数で記入すること。

3 特別活動のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事に充てる授業時数は、()内に記入すること。

4 教育課程の変更に関する届出は、この様式に準じて作成すること。

様式第11号の2 (第20条関係)

呉市教育委員会様

呉市立

小学校長 氏

平成 年 月 日

特別支援学級の教育課程に関する届
呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、平成 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

障害種別:

学年:

児童氏名:

(1) 小学校の教育課程に「自立活動」を取り入れたもの
(2) 小学校の教育課程を下学年の内容に替えたもの
(3) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたもの

指導内容		指導形態			
教科等	授業時数	年間指導時数	授業時数	年間指導時数	交流 及び 共同 学習
各教科	各教科等を合わせた指導		生活単元学習		
			日常生活の指導		
	国語 (年)		国語		
	社会 (年)		社会		
	算数 (年)		算数		
	理科 (年)		理科		
	生活 (年)		生活		
	(1), (2) の場合のみ		生活 (1), (2) の場合のみ		
	生活 (3) の場合のみ		生活 (3) の場合のみ		
	音楽 (年)		音楽		
	図画工作 (年)		図画工作		
	体育 (年)		体育		
	家庭 (年)		家庭		
道徳			道徳		
特別活動			特別活動		
総合的な学習の時間			総合的な学習の時間		
外国語活動			外国語活動		
自立活動			自立活動		
計			計		

※「各教科等を合わせた指導」は(3)の場合のみ記入

様式第11号の2 (第20条関係)

呉市教育委員会様

呉市立

小学校長 氏

平成 年 月 日

特別支援学級の教育課程に関する届
呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、平成 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

障害種別:

学年:

児童氏名:

(1) 小学校の教育課程に「自立活動」を取り入れたもの
(2) 小学校の教育課程を下学年の内容に替えたもの
(3) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたもの

指導内容		指導形態			
教科等	授業時数	年間指導時数	授業時数	年間指導時数	交流 及び 共同 学習
各教科	各教科等を合わせた指導		生活単元学習		
			日常生活の指導		
	国語 (年)		国語		
	社会 (年)		社会		
	算数 (年)		算数		
	理科 (年)		理科		
	生活 (年)		生活		
	(1), (2) の場合のみ		生活 (1), (2) の場合のみ		
	生活 (3) の場合のみ		生活 (3) の場合のみ		
	音楽 (年)		音楽		
	図画工作 (年)		図画工作		
	体育 (年)		体育		
	家庭 (年)		家庭		
特別活動			特別活動		
総合的な学習の時間			総合的な学習の時間		
外国語活動			外国語活動		
自立活動			自立活動		
計			計		

※「各教科等を合わせた指導」は(3)の場合のみ記入

教議第10号

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年呉市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2第15号中「ウに掲げる事項を行うために休暇を受ける場合にあつては、そのうちの2日。」及び「（ウに掲げる事項を行うために休暇を受ける場合にあつては、そのうちの2日）」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

広島県職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

議案資料 吳市立吳高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの推進のため、広島県職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

中学校就学前の子を養育する職員が、当該中学校就学前の子に係る勤務しないことが相当であると認められている特別休暇について、当該職員の子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事へ出席するために休暇を受けることができる日数を2日から5日にします。

3 施行期日

公布の日

4 新旧对照表

現 行		改正案	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(略)		(略)	
(15) 配偶者、父母、 配偶者の父母若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあつては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該	1の年度において5日 <u>（ウに掲げる事項を行うために休暇を受ける場合にあっては、そのうちの2日。以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。</u> ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子の看護又は当該中学校就学前の子についてアからウまでに掲げる <u>（ウに掲げる事項を行うために休暇を受ける場合にあっては、そのうちの2日）</u> を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。	(15) 配偶者、父母、 配偶者の父母若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあつては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該	1の年度において5日 <u>（以下「基本日数」という。）</u> <u>_____）を</u> 超えない範囲内で必要と認める日又は時間。 ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子の看護又は当該中学校就学前の子についてアからウまでに掲げる <u>_____を加えた</u> 日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。

中学校就学前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。

イ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話

ウ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

(略)

中学校就学前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。

イ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話

ウ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

(略)

報告第3号

平成29年度教育費補正予算について

【学校施設課】

(単位:千円)

繰越事業	款・項	目	事業	細事業	事業費	繰越額		事業内容等
						要求額	内示額	
	教育費							◆既存体育館の解体工事着手が遅れたことにより建設工事の工期延長(変更契約)を行う必要が生じたため
	中学校費	学校建設費	中学校建設費	和庄中学校建設事業	441,200	299,730	299,800	【繰越額の内訳】 ○工事請負費 293,500千円 ○備品購入費 6,300千円
合 計					441,200	299,730	299,800	

公共工事（教育部）の契約の変更について

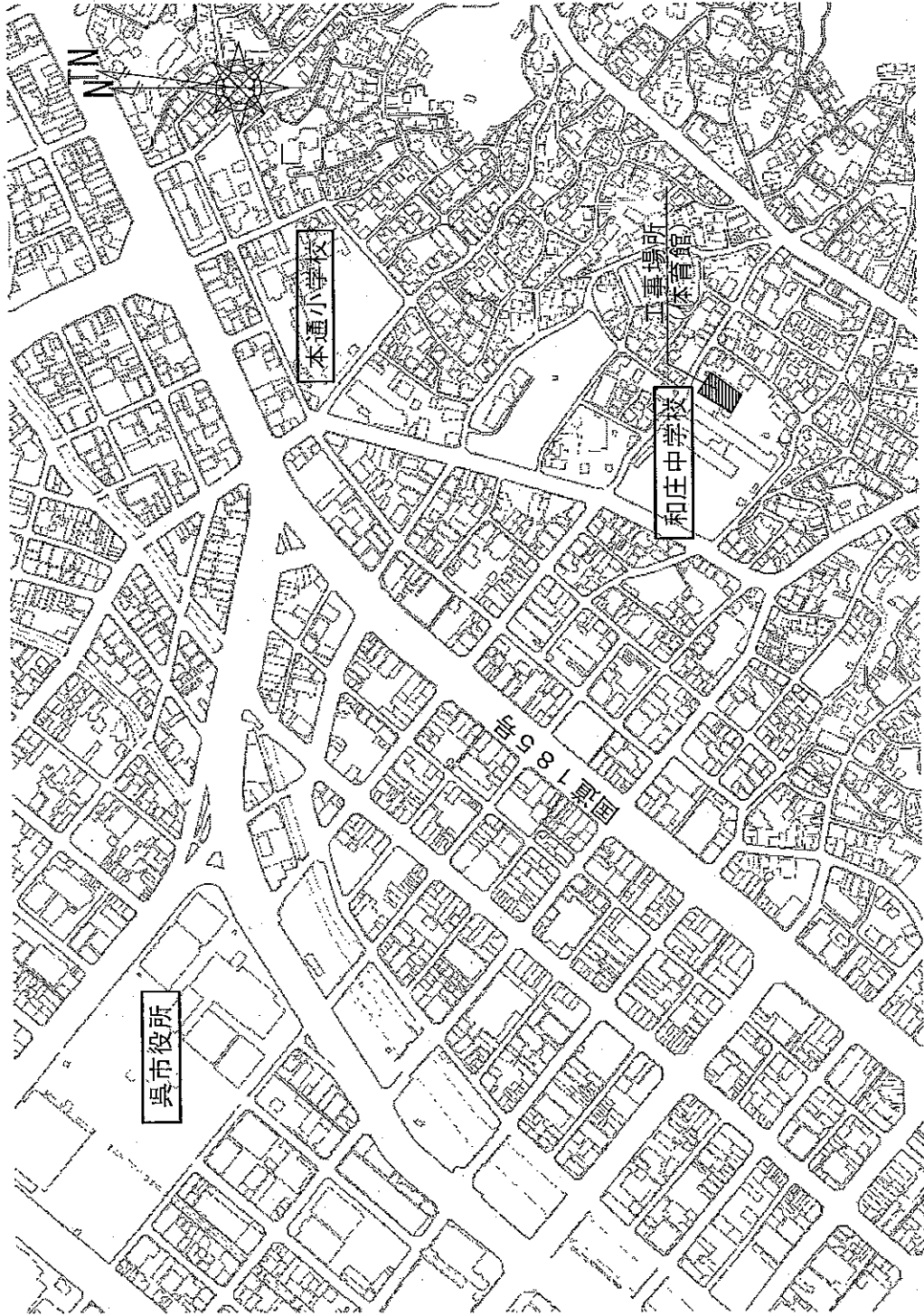
議決を得た上で締結した契約について、完成期限を変更する契約を締結したので報告します。

1 原契約の内容等

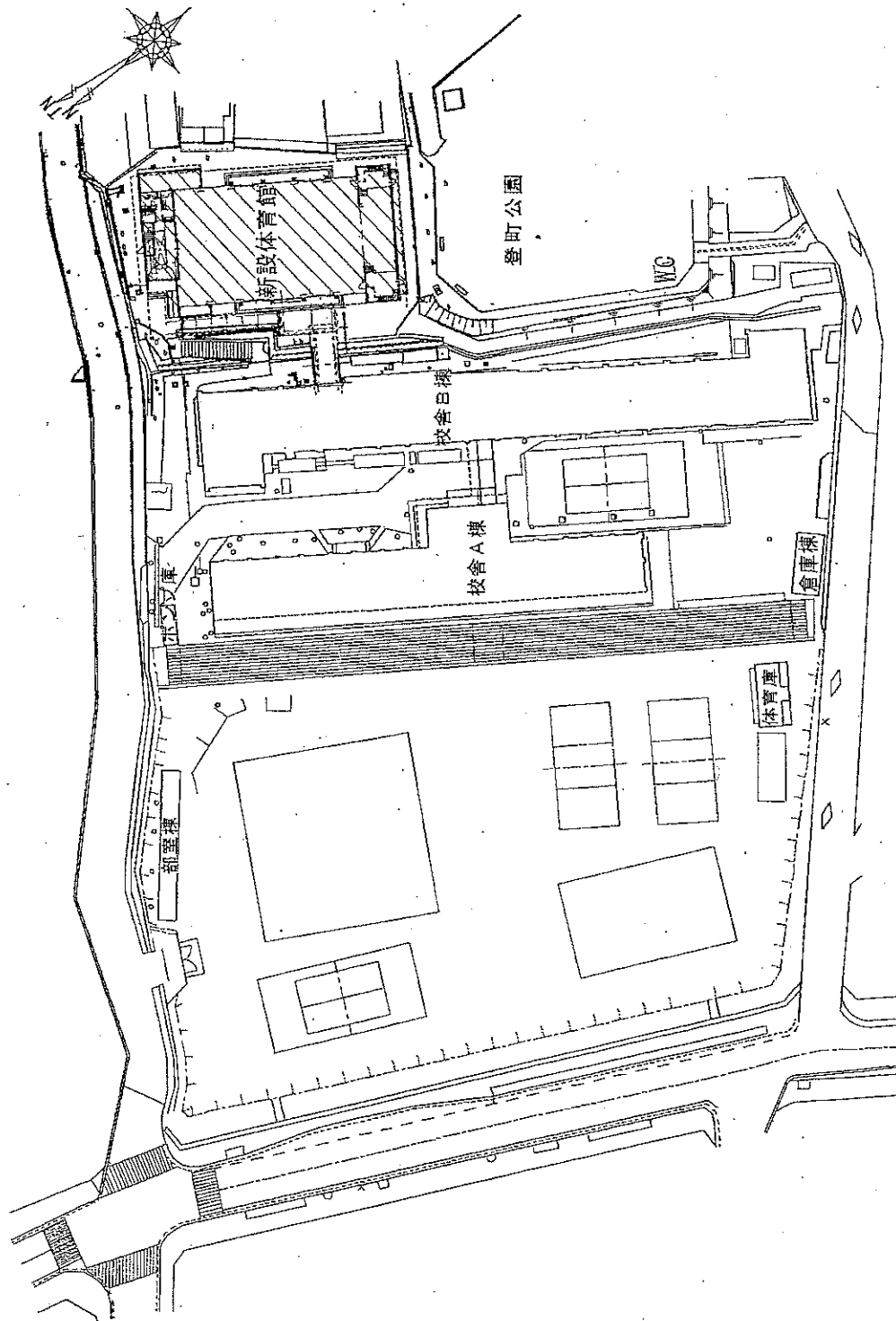
議案番号等	平成29年第3回呉市議会（9月定例会）議第105号
工事名	和庄中学校体育館建設工事
工事場所	呉市和庄登町3番18号
工事概要	構造・階数 鉄骨造，地上2階建て 延べ面積 843.84平方メートル その他 渡り廊下新設工事 一式，渡り廊下改修工事 一式，外構工事 一式
完成期限	平成30年3月31日
契約金額	311,580,000円
契約の相手方	呉市阿賀北4丁目5番18号 三栄建設株式会社 代表取締役 濱井 雅彦
契約の方法	一般競争入札（事後審査方式）
契約締結年月日	平成29年9月15日
参加業者数	2者

2 変更契約の内容等

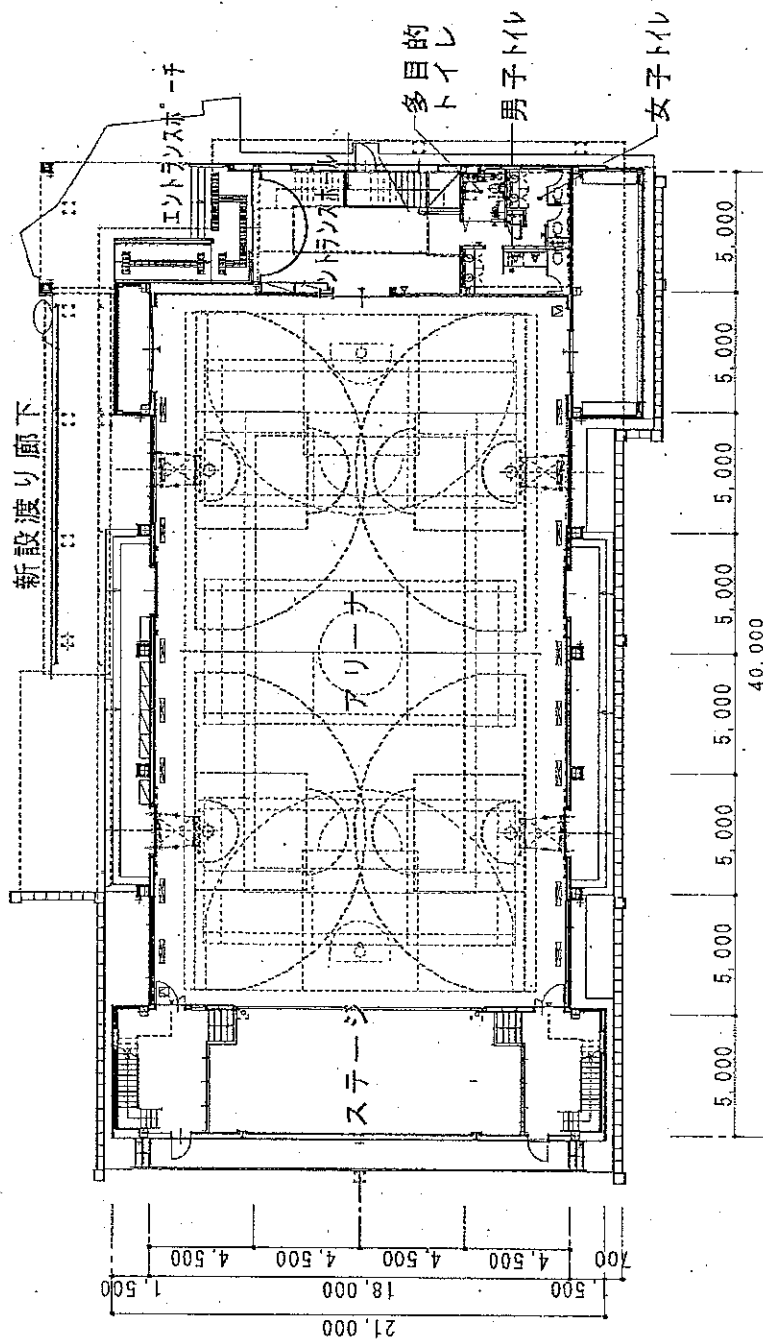
完成期限	平成30年7月31日
変更理由	工事の発注時期が遅れたため



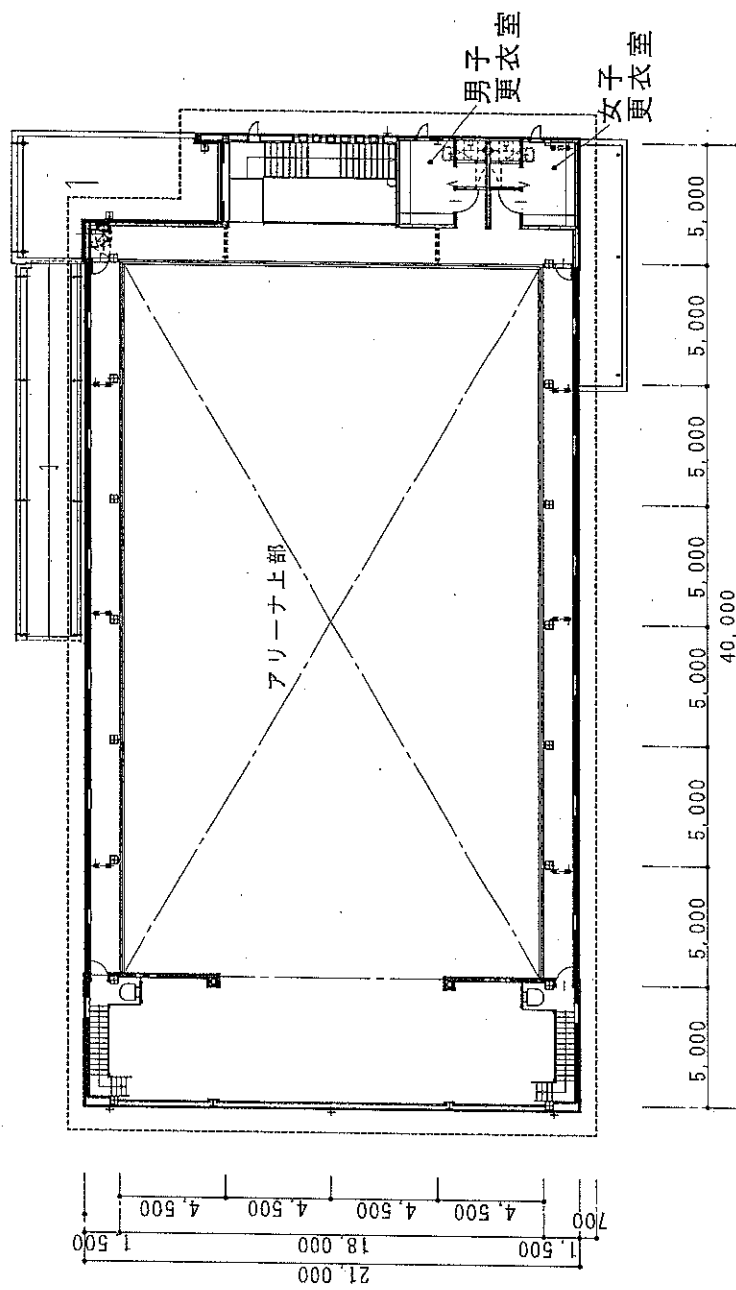
和庄中学校体育館建設工事 付近見取図 1:3000



和庄中学校体育館建設工事 配置図 1:1000

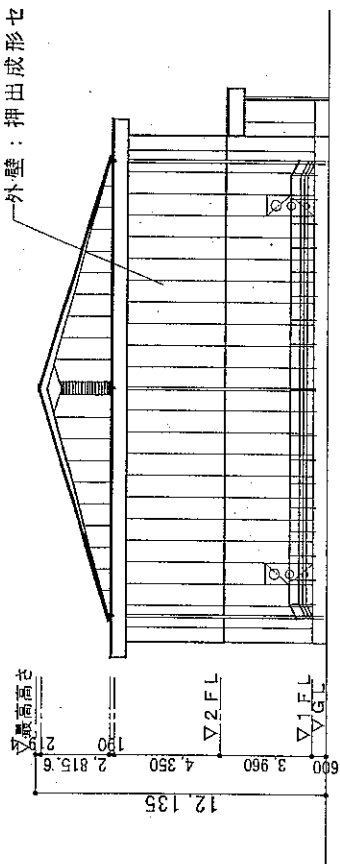


和庄中学校体育館建設工事 1階平面図 1:300



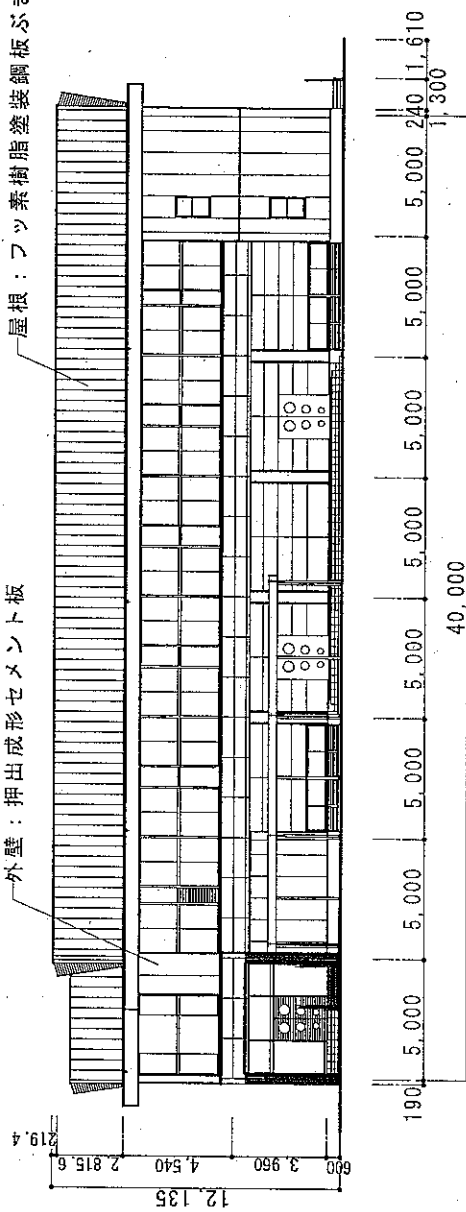
和庄中学校体育館建設工事 2階平面図 1:300

外壁：押出成形セメント板

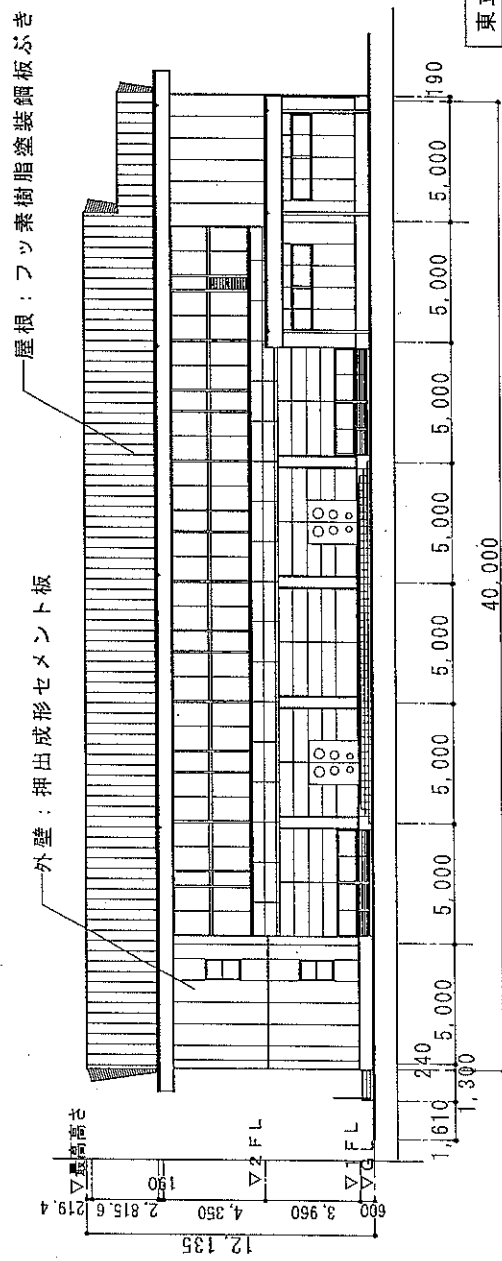
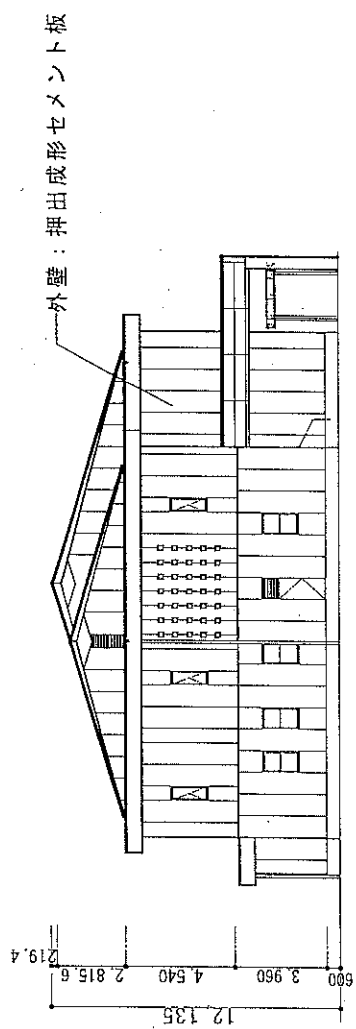


屋根：フッ素樹脂塗装鋼板ぶき

外壁：押出成形セメント板



和庄中学校体育館建設工事 立面図 1 : 300



和庄中学校体育館建設工事 立面图 1:300

